

第12回大分市自治基本条例検討委員会

平成22年6月24日(木)午前10時から
コンパルホール 3階 多目的ホール

次 第

1. 開 会

2. 委員長あいさつ

3. 議 事

(1) (仮称)大分市自治基本条例(部会案)について

(2) その他(今後の進め方)

(仮称)大分市自治基本条例 条文案(各部会案)

担当部会	条文案	考え方等	課題等
	<p>目次</p> <p>前文</p> <p>第1章 総則(第1条 第4条)</p> <p>第2章 市民(第5条・第6条)</p> <p>第3章 執行機関及び議会(第7条 第12条)</p> <p>第4章 市政運営(第13条 第28条)</p> <p>第5章 市民参画及びまちづくり(第29条 第36条)</p> <p>第6章 連携及び交流(第37条)</p> <p>第7章 多文化共生(第38条)</p> <p>第8章 環境及び景観(第39条)</p> <p>第9章 条例の位置付け(第40条)</p> <p>附則</p>	<p>章立ての順番は、部会で別章立てにする旨の意見が出たものは別立てし、他都市の例にならって設定しました。</p> <p>大まかには、理念、市民、執行機関・議会、市政運営、市民参加・まちづくりの順番とし、市政運営部会で出された「連携・交流」、「多文化共生」、「環境・景観」については、他都市の例にならない条例の終盤に位置付けています。</p> <p>また、第9章には、条例の位置付けを付け加えています。</p>	<p>・各章の順番は、この流れで良いか。</p> <p>イメージとしては、「市民・執行機関・議会」の役割や責務を述べた後に、行政が取り組む内容(市政運営) 市民と市が共に取り組む内容(市民参画及びまちづくり)とした(他都市においても同じ流れ)。</p> <p>第6章から第8章については、市政運営部会から別章立てとされた内容であるため、取り敢えず後段に位置付けた。</p> <p>第9章は、各部会に属さない最高規範性についての内容であるため、他都市の例により最後の章とした。</p> <p>・各章の名称は、これで良いか。</p> <p>理念部分を一般的にならって「総則」としたほかは、基本的に各部会の名称をタイトルとした。</p> <p>第5章は、部会名には市民参加としているが、条文の内容が参画となっていることから「市民参画及びまちづくり」とした。</p> <p>第6章から第8章は、市政運営部会案を参考に全体の表記にあわせた。</p> <p>第9章は、最高規範性とする都市もあるが、本市における本条例の位置付けを謳ったことから「条例の位置付け」とした。</p>
理念部会	<p><前文></p> <p>わたしたち大分市民は、緑豊かな山々、豊饒の海である豊後水道と別府湾、清らかで水量豊富な大分川と大野川を持つ、この美しく住みよいまち大分市を愛しています。</p> <p>大分市は古くは豊後の国の国府が置かれた歴史と文化の香りあふれるまちであり、今も産業集積都市として発展を続ける東九州の中心都市です。</p> <p>わたしたちは十六世紀に国際交流都市を築いた先人の偉業を誇りとし、わたしたち一人ひとりの生きた証が、このまちの輝かしい未来につながることを信じています。</p> <p>わたしたち大分市民は、豊かな自然環境と平和で幸福な暮らしを、わたしたちの子どもや孫の世代に確実に引き継いでいくための道しるべとして、本市の在り方を定める最高規範である(仮称)大分市自治基本条例を制定します。</p>	<p>前文では、大分市に対する想いを、古くから受け継がれてきた自然や歴史を踏まえて、次の世代に確実に引き継いでいくために、自治基本条例を定めるという決意として述べています。</p> <p>第一段落では、自然に恵まれ、美しく住みよい大分市を愛しているという市民の気持ちを述べています。</p> <p>第二段落では、古くから東九州の中心都市として栄えてきた大分市は、現在においても様々な産業が集積され発展を続けていることを述べています。</p> <p>第三段落では、中世・戦国時代に貿易都市豊後府内が形成され、英傑大友宗麟がいち早く西洋文化を取り入れるなど、先人が残した偉業を誇りとし、自分たちの懸命に生きた証が大分市の未来へとつながることを述べています。</p> <p>第四段落では、これからも自然や平和を守るために努力を続け、将来にわたり健やかで幸せに暮らせるまちづくりを継続するために、本条例を制定することを宣言しています。</p>	
	<p><第1章 総則></p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、本市における自治の基本理念及び基本原則を明らかにするとともに、市民、議会及び執行機関の役割並びに協働によるまちづくりの基本方針を定めることにより、市民主体による自治の実現を図ることを目的とする。</p>	<p>本条は、本条例が規定している内容の概要を示し、制定の目的を述べています。</p> <p>本条例が目指すところは、「市民主体による自治の実現」であると述べています。</p> <p>また、本条例は、市民、議会及び執行機関が協力し合って、まちづくりに取り組むためのルールであるという考えから、その役割の明確化と、ともに取り組む姿勢を述べています。</p>	<p>・「自治」と「まちづくり」の使い分けをどうするか。</p> <p>条文全体を見渡したときに、「自治」としている箇所と「まちづくり」としている箇所が混在している。</p> <p>(目的)では、一行目で「自治の基本理念」となっているが、(基本理念)では、「まちづくりの基本理念」となっている。</p>

担当部会	条文案	考え方等	課題等
	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「市民」とは、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>ア 市内に住所を有する者</p> <p>イ 市内に通勤し、又は通学する者</p> <p>ウ 市内で事業を営み、又は活動する個人及び法人その他の団体(以下「事業者、地域活動団体等」という。)</p> <p>2 この条例において「協働」とは、市民、議会、行政が各々の役割分担のもと、手を取り合って共通の課題解決に取り組むことをいう。</p>	<p>本条は、本条例を解釈する上での共通認識を持つため、重要な用語の意義について述べています。</p> <p>第1項では、「市民」の捉え方を述べています。本条例では、本市の自治(まちづくり)を担う権利と責務を有する観点から、住所を有する人を大前提としながら、市外から通勤又は通学する人や、事業者等もその役割を有するものと判断し、広く「市民」として定義しています。</p> <p>第2項では、「協働」の捉え方を述べています。「協働」については、行政が市民に責務を負わせてするものではないとの考えから、それぞれの役割分担のもとで、お互いが手を取り合っ共同課題の解決に取り組むことと定義しています。</p>	<p>・「自治」又は「まちづくり」の定義をするか。あるいは、逐条解説に記載することで説明するか。</p> <p>「自治」と「まちづくり」がどちらかに統一できる場合は、定義の必要はないと思うが、混在させる場合は定義又は解説する必要があるのでは。(別紙1参照)</p> <p>・「市」、「市長等」又は「執行機関」の定義が必要であると思われる。</p> <p>定義することで、各条文の主語が確定できる。(別紙2参照)</p>
	<p>(基本理念)</p> <p>第3条 本市は次に掲げる事項を、まちづくりの基本理念とする。</p> <p>(1) 幸せな暮らしの実現を目指すまちづくり</p> <p>(2) 市民主権のまちづくり</p> <p>(3) 協働のまちづくり</p>	<p>本条は、まちづくりを進める上での基本的な考え方を述べています。</p> <p>第1号の「幸せな」とは、物質的なものにとどまらず、精神的、身体的にも「幸せ」を実感できるという意味を込めています。広い意味での「市民福祉」が充実したまちづくりを指しています。</p> <p>第2号は、主権者である市民が、主体的、自立的に市政運営に参画できるまちづくりを指しています。</p> <p>第3号は、市民、議会、行政がそれぞれの立場を理解し、手を取り合っ共同課題解決に取り組むまちづくりを指しています。</p>	<p>・基本理念と以降の条文の主旨があっているか。</p>
	<p>(基本原則)</p> <p>第4条 市民及び市は、次に掲げる事項を原則としてまちづくりを進めるものとする。</p> <p>(1) 市民総参加の原則</p> <p>全ての市民がまちづくりに参加すること</p> <p>(2) 情報共有の原則</p> <p>市政運営、まちづくりに関する情報を市民、議会、行政が共有すること</p> <p>(3) 平等と機会均等の原則</p> <p>全ての市民が、性別、年齢等を問わず、まちづくりに参加できる機会を有すること</p>	<p>本条は、基本理念を実現するための行動原則を述べています。</p> <p>第1号は、まちづくりの主権者は市民であり、その市民が主体的に市政に参画することで本市のまちづくりは進展するとの考えから、全ての市民がまちづくりに参加することを原則としています。</p> <p>第2号は、市民がまちづくりに参画するには、市政に係るあらゆる情報を市民が知り得る環境づくりが重要であり、そのためにも、市民、議会、行政の三者が等しく全ての情報を共有するという原則としています。</p> <p>第3号は、まちづくりは特定の市民だけで行うのではなく、全ての市民が性別や年齢に左右されることなく、平等で均等な機会を持つことを原則としています。</p>	<p>・以降の条文が基本原則の主旨にあっているか。</p>
市民部会	<p><第2章 市民></p> <p>(市民の権利)</p> <p>第5条 市民は、安心して安全かつ快適な生活を求めていく権利を有する。</p> <p>2 市民は、行政サービスを受ける権利を有する。</p> <p>3 市民は、まちづくりに参画することができる。子どもも年齢に応じたまちづくりへの参画を行うことができる。</p> <p>4 市民は、市政に関する情報について、公開又は提供を求めることができる。</p> <p>5 子どもは、地域社会を担う市民として健やかに育つ環境を求めることができる。</p>	<p>本条は、自治(まちづくり)の主体である市民が、当然に有している権利を述べています。</p> <p>第1項では、本市で生活又は活動を行う上で、何事にも安心して安全かつ快適に過ごす環境を求めていける権利を規定しています。</p> <p>第2項では、安心して安全かつ快適な生活を送るために、定められたルールの中で、市が提供するサービスを受ける権利があることを規定しています。</p> <p>第3項では、本市のまちづくりを推進するために、市民が自発的かつ主体的に市政運営に参画できることを定め、特に、選挙権を持たない子どもについても、それぞれの年齢に応じてできることからまちづくりに参画できることを規定しています。</p> <p>第4項では、市民がまちづくりに参画し、協働するための前提となる「知る権利」を保障し、本市が保有する情報の公開について請求し又は提供を求めることができることを規定しています。</p> <p>第5項では、まちづくりを将来に引き継いでいく観点から、子どもは、将来大人になったときに地域社会を担う市民となるよう、健やかに育つ環境を求めることができることを規定しています。</p>	

担当部会	条文案	考え方等	課題等
	<p>(市民の責務)</p> <p>第6条 市民は、自治の主体であることを認識するとともに、自治の基本理念を実現するため、次に掲げる責務を負う。</p> <p>(1) まちづくりへ積極的に参画し、又は自らまちづくりに取り組むよう努めること。</p> <p>(2) 互いに権利を尊重し、理解し、及び協力してまちづくりに取り組むよう努めること。</p> <p>(3) 地域コミュニティへの参加を通じて、共助の精神をはぐくみ、地域の課題解決に向けた行動に努めること。</p> <p>(4) まちづくりへの参画に当たっては、自らの発言と行動に責任を持つこと。</p> <p>(5) 行政サービスに伴う市税等、応分の負担を負うこと。</p> <p>2 【市民は、将来の地域社会を担う子どもが、健やかに育つための環境作りに努めなければならない。】</p> <p>3 事業者、地域活動団体等は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を認識し、地域社会との調和を図り、暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう努めるものとする。</p>	<p>本条は、市民に対して、権利に伴う責務を明らかにし、自治に関わる市民の主体性をより一層明確にするための事項を述べています。</p> <p>第1項では、市民が自治の主体としての権利を行使するにあたり、果たすべき内容を規定しています。</p> <p>第1号は、市民主体のまちづくりの大前提として、積極的な参画と自主的なまちづくりへの取り組みに努めるよう規定したものです。</p> <p>第2号は、まちづくりに参画する場合に、お互いが持つ権利を尊重し、理解した上で、協力しながら取り組むよう努めることを規定したものです。</p> <p>第3号は、自治会活動などの地域コミュニティへ参加することで、共に助け合う精神をはぐくみ、まちづくりの一步となる地域の課題解決に向けて行動するよう努めることを規定したものです。</p> <p>第4号は、まちづくりに参画する権利を行使する場合は、自らの発言と行動に責任を持たなければならないことを規定したものです。</p> <p>第5号は、市民が権利を行使する際に発生する金銭的な負担や、本市のまちづくりに参画する際の労力等を負担する責務があることを規定したものです。</p> <p>第2項では、子どもが健やかに育つための環境作りを、大人が整えていくことを規定する予定です。(条文については、検討中につき、仮条文です。)</p> <p>第3項では、市民の一員である事業者や自治会、NPOなどが、それぞれの所在地域においての社会的責任を認識するとともに、調和を図りながら地域社会におけるまちづくりの推進に貢献するよう努めることを規定しています。</p>	<p>・「自治」と「まちづくり」が混在している。</p> <p>(基本理念)では、「まちづくりの基本理念」としているが、ここでは、「自治の基本理念」となっている。</p> <p>また、第1項本文と各号で「自治」と「まちづくり」が混在している。</p>
<p>執行機関・議会部会</p>	<p><第3章 執行機関及び議会></p> <p>(市の基本的役割)</p> <p>第7条 市長等(市長その他の執行機関をいう。)は、効率的で、公正かつ透明性の高い行政運営を行わなければならない。</p> <p>2 市長等は、基本構想及び基本計画に即した総合かつ計画的な行政運営を行わなければならない。</p> <p>3 市長等は、市民主体のまちづくりを推進するために必要な条例等の制定改廃を適切に行うものとする。</p>	<p>本条は、市がまちづくりを行う上での基本的な役割を述べています。</p> <p>第1項では、市長等が市政を行うに当たり、適正な財政運営や情報提供、公開などによる公平で透明性の高い行政運営を行わなければならないことを規定しています。</p> <p>第2項では、市長等が行う市政については、総合計画(基本構想及び基本計画)に沿って行わなければならないことを規定しています。</p> <p>第3項では、市民が主体となってまちづくりを推進するための条例等を市長等は適切に整備することを規定しています。</p>	<p>・第7条第1項は、<第4章 市政運営>(市政運営の基本)第13条第1項と内容が同じである。</p> <p>・第2項は、<第4章 市政運営>(市政運営の基本)第13条第2項と内容がほぼ同じである。</p> <p>また、第14条との関係はどうか。</p> <p>・第3項は、<第4章 市政運営>(政策法務)第26条第2項と内容がほぼ同じである。</p>
	<p>(市長の基本的役割)</p> <p>第8条 市長は、市民の信託を受けた本市の代表として、事務の管理及び執行、補助機関である職員の指揮監督、市政全体の総合調整その他の権限を適正に行使しなければならない。</p>	<p>本条は、市長の基本的な役割として、市民の信託を受けた代表であることを踏まえ、その権限を適正に行使しなければならないことを規定しています。</p>	
	<p>(市長の責務)</p> <p>第9条 市長は、市民自治の推進及び市民福祉の向上を図るため、必要な施策を講じなければならない。</p> <p>2 市長は、最小の経費で効果を挙げるため、効率的な市政運営を行うよう努めなければならない。</p> <p>3 市長は、政策の立案、実施及び評価の過程について、市民への説明責任を果たすための必要な措置を講じなければならない。</p> <p>4 市長は、行政サービスの向上を図るため、市民の意向、地域の実情等を把握するとともに、これらを的確に市政に反映させるよう努めなければならない。</p>	<p>本条は、市長が、市民から直接選挙によって選ばれた市の代表という地位にあり、市長以外の執行機関に比較してその責任が重いことから、その責務について執行機関とは別に明らかにする内容を述べています。</p> <p>第1項では、市長の責務の大前提として、市民自治の推進及び市民福祉の向上を図るために必要な施策を行わなければならないことを規定しています。</p> <p>第2項では、市政運営を行う際には、最小の経費で効果を挙げるように努めなければならないことを規定しています。</p> <p>第3項では、政策の立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、市民へ説明する責任を果たさなければならないことを規定しています。</p> <p>第4項では、行政サービスを向上させるために、市民の意向や地域の実情等を調査・把握し、市政に反映させるよう努めなければならないことを規定しています。</p>	<p>・第9条第3項は、<第4章 市政運営>(市民提案)第24条第2項及び<第5章 市民参画及びまちづくり>(情報共有及び説明責任)第34条第2項と内容がほぼ同じである。</p>

担当部会	条文案	考え方等	課題等
	<p>(執行機関の責務)</p> <p>第10条 執行機関は、公平かつ効率的で質の高い行政サービスの提供を図ることにより、市民満足度の向上に努めなければならない。</p> <p>2 執行機関は、その権限に属する事務を公正かつ誠実に執行するとともに、執行機関相互の連携を図り、一体として、行政機能を発揮するように努めなければならない。</p> <p>3 執行機関は、適切に職員を指揮監督するとともに、職員の能力向上を図り、その能力が発揮されるよう努めなければならない。</p>	<p>本条は、市の基本的な役割のうち執行機関の役割に対する責務を述べています。</p> <p>第1項では、執行機関の責務の大前提として、質の高い行政サービスを提供することで、市民の満足度の向上に努めなければならないことを規定しています。</p> <p>なお、ここでの執行機関とは「市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会」をいいます。(以降の条文において同じ)</p> <p>第2項では、本市の行政を担う各種執行機関が、与えられた権限に属する事務を公正かつ誠実に執行し、それぞれが連携することで一体的な取り組みを進めるよう努めなければならないことを規定しています。</p> <p>第3項では、執行機関が職員の指揮監督を適切に行い、能力向上を図ることで、効率的かつ円滑な行政サービスを行うように努めなければならないことを規定しています。</p>	<p>・第10条の主語について</p> <p>「執行機関」には、「市長」も含まれると思うが、「市長」との関係はどうするか。</p> <p>いずれにしても主語の定義が必要である。</p>
	<p>(職員の責務)</p> <p>第11条 職員は、全体の奉仕者として、公正、公平かつ誠実に職務に従事し、全力を挙げてその職務に専念しなければならない。</p> <p>2 職員は、職務に必要な専門的知識の習得及び能力の向上に努めなければならない。</p> <p>3 職員は、常に法令を遵守するとともに、職務に関し違法又は不当な事実があると認めるときは、適正に対応しなければならない。</p>	<p>本条は、市長等(執行機関)の補助機関として市政運営に携わる職員について、職務を遂行する上での責務を述べています。</p> <p>第1項では、職員個々の職務専念義務を公務員の当然の義務として規定しています。</p> <p>第2項では、行政サービスの向上のために、職員個々が資質の向上に努めなければならないことを規定しています。</p> <p>第3項では、職員が職務に当たる際に、常に法令を遵守し、職務に関して常に法に照らし、違法等が判明した場合は、適正に対応する義務があることを規定しています。</p>	
	<p>(議会の基本的役割等)</p> <p>第12条 検討中</p>	<p>議会については、既に「大分市議会基本条例」を制定済みであり、これを最大限尊重する意味でも、「議会基本条例による」ことの文言を入れることの確認をいただいたところであるが、本市の最高規範として位置付けられる自治基本条例においては、議会基本条例の概要が分かるような規定を置いた方がバランスが良いのではないかという意見もあり、議会の部分をどの程度謳う必要があるのか、議会の意向を踏まえた上で検討する。</p>	<p>・議会に関する条文の検討</p> <p>「議会基本条例に定めるところによる」という主旨の一文では足りないとしたときに、議会基本条例の要点を抽出した項目を謳うか、あるいは議会基本条例の前文の部分を更に要約した内容を謳うか。</p>
<p>市政運営部会</p>	<p><第4章 市政運営></p> <p>(市政運営の基本)</p> <p>第13条 市(執行機関)は、市民参加と情報共有を基本とした、効率的で、公正かつ透明性の高い行政運営を行わなければならない。</p> <p>2 市(執行機関)は、計画、財政、評価等の制度を相互に連携させ、これらに対応した組織運営を行うなど、総合的かつ計画的な行政運営を行うよう努めなければならない。</p>	<p>本条は、市政運営に当たる上での基本的な事項を述べています。</p> <p>第1項では、市政運営に当たっては、市民参加と情報共有を原則とし、効率的で公正な市民サービスを行うためにも、透明性の高い市政運営を行わなければならないことを規定しています。</p> <p>第2項では、市政運営に当たっては、総合計画をはじめとする各種計画と財政、行政評価等を相互に連携させるとともに、これらに対応した組織運営を行うなど総合的かつ計画的に行うよう努めなければならないことを規定しています。</p>	<p>・第13条第1項は、<第3章 執行機関及び議会>(市の基本的役割)第7条第1項と内容が同じである。</p> <p>・第2項は、<第3章 執行機関及び議会>(市の基本的役割)第7条第2項と内容がほぼ同じである。</p>
	<p>(総合計画)</p> <p>第14条 市(市長)は、総合的かつ計画的な行政運営を図るため、総合計画を策定するものとする。</p> <p>2 市(市長)は、総合計画の策定に当たっては、市民参加の機会を確保するものとする。</p>	<p>本条は、総合計画の必要性を述べています。</p> <p>第1項では、総合的かつ計画的に行政運営を行うために総合計画を策定することを規定しています。</p> <p>第2項では、総合計画策定時に、検討委員会への市民参加やパブリックコメントの実施など、市民が参加する様々な機会を確保することを規定しています。</p>	
	<p>(行政評価)</p> <p>第15条 市(執行機関)は、効率的かつ効果的な行政運営を図るため、行政評価に関する制度を整備し、実施するものとする。この場合において、市は、市民の視点に立った外部評価を可能な限り公開で行うものとする。</p> <p>2 市(執行機関)は、前項の規定による行政評価の結果を市民に公表するとともに、必要に応じて、行政運営の見直しを行わなければならない。</p>	<p>本条は、効率的かつ効果的に行政運営を行うために行政評価を行うことを述べています。</p> <p>第1項では、執行機関が行政評価を実施するとともに、市民の視点に立った外部評価を行うこととし、透明性を確保する意味からも外部評価を可能な限り公開とすることを規定しています。</p> <p>第2項では、行政評価の結果を市民に公表し、必要に応じてその見直しを行わなければならないことを規定しています。</p>	

担当部会	条文案	考え方等	課題等
	<p>(外部監査)</p> <p>第16条 市(執行機関)は、適正で、効果的かつ効率的な市政運営を確保するため、外部機関による監査の実施を求めることができる。</p> <p>2 前項の外部機関による監査の実施に関する手続については、別に条例で定める。</p>	<p>本条は、主権者である市民に対して、適切なサービスの提供が行われているかどうか、また、公金が適正に使われているかどうかなどを確認するための外部監査制度について述べています。</p> <p>第1項では、市の内部の監査委員による監査に加えて、専門性が要求される案件について、外部の専門家による外部監査を求めることができることを規定しています。</p> <p>第2項では、外部機関による監査の実施に関する手続について規定しています。</p> <p>本項に規定する「別に条例で定める」とは、「大分市外部監査契約に基づく監査に関する条例」のことをいいます。</p>	
	<p>(情報公開)</p> <p>第17条 市(執行機関)は、市政に関して市民に説明する責任を果たすとともに、市政に対する市民の理解と信頼を深めるため、別に条例で定めるところにより、市が保有する情報を公開するものとする。</p>	<p>本条は、市民への説明責任を果たし市民の理解と信頼を深めるために、市が保有する情報の公開をすることを規定しています。</p> <p>本条に規定する「別に条例で定める」とは、「大分市情報公開条例」のことをいいます。</p>	
	<p>(個人情報の保護)</p> <p>第18条 市(執行機関)は、個人の権利利益の保護及び市政の適正な運営に資するため、別に条例で定めるところにより、市が保有する個人情報を適正に取り扱うものとする。</p>	<p>本条は、市が保有する個人情報が不適切に取り扱われ、権利利益が侵害されることがないように規定したものです。</p> <p>本条に規定する「別に条例で定める」とは、「大分市個人情報保護条例」のことをいいます。</p>	
	<p>(行政手続)</p> <p>第19条 市(執行機関)は、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため、別に条例で定めるところにより、処分、行政指導その他の行政手続に関して共通する事項を明らかにするものとする。</p>	<p>本条は、市政運営の公正の確保と透明性の向上を図るために、市が行う処分、行政指導その他の行政手続の共通事項を明らかにすることを規定しています。</p> <p>本条に規定する「別に条例で定める」とは、「大分市行政手続条例」のことをいいます。</p>	
	<p>(条例の制定等の手続)</p> <p>第20条 市(執行機関)は、市政運営に関する重要な条例を立案しようとするときは、市民の参画を図り、又は市民の意見を反映させるように努めなければならない。</p>	<p>本条は、市政運営を行う際に必要となる条例を立案するときに、市民意見を聴取しその意見を反映させるように努めなければならないことを規定しています。</p>	
	<p>(法令遵守等)</p> <p>第21条 市(執行機関)は、法令遵守の推進及び倫理の保持並びに公正な職務の執行の確保を図るため、別に条例で定めるところにより、必要な体制を整備するものとする。</p>	<p>本条は、市民に信頼される市政運営を行う上で不可欠となる法令遵守義務を規定しています。</p> <p>本条に規定する「別に条例で定める」とは、「大分市における公正な職務の執行の確保等に関する条例」のことをいいます。</p>	
	<p>(財政運営)</p> <p>第22条 市(執行機関)は、中期的な財政見通しのもとに予算を編成するなど、計画的で健全な財政運営に努めなければならない。</p> <p>2 市(執行機関)は、毎年度の予算及び決算その他市の財政状況に関する情報を市民に公表しなければならない。</p>	<p>本条は、自立した市政運営の基礎となる健全な財政運営を確保するとともに、財政運営に係る透明性の向上を図るための基本的事項を述べています。</p> <p>第1項では、計画的で健全な財政運営に努めるために、中期的な財政見通しのもとに予算編成を行うことを規定しています。</p> <p>第2項では、財政運営の透明性を確保するために、毎年度の予算及び決算その他の財政状況について市民に公表しなければならないことを規定しています。</p>	
	<p>(行政組織の編成)</p> <p>第23条 市(執行機関)は、市民に分かりやすく、機動的かつ効率的な市政運営が可能となるよう組織の編成を行うものとする。</p> <p>2 市(執行機関)は、組織の横断的な調整を図るものとする。</p>	<p>本条は、市民ニーズ及び社会情勢に速やかに的確に対応できる組織体制の整備について述べています。</p> <p>第1項では、市民目線を第一に考えた機動的で効率的なサービスが提供できるよう、組織の編成を行うことを規定しています。</p> <p>第2項では、多様化する市民ニーズ等に対応するためにも、常に部局間において横断的な調整を図ることを規定しています。</p>	

担当部会	条文案	考え方等	課題等
	<p>(市民提案)</p> <p>第24条 市(執行機関)は、市民の意見、提言等を市政に反映させるための制度の拡充に努めなければならない。</p> <p>2 市(執行機関)は、政策の立案、実施、評価等の各段階における情報を、市民に積極的に提供するものとする。</p>	<p>本条は、市民の提案を市政に反映させることについて述べています。</p> <p>第1項では、市民の意見や提言を市政に反映させる機会を増やすことに努めなければならないことを規定しています。</p> <p>第2項では、市民の意見や提言を得るために、政策の立案や実施、評価等の各段階における情報を積極的に提供することを規定しています。</p>	<p>・第24条第2項は、<第3章 執行機関及び議会>(市長の責務)第9条第3項及び<第5章 市民参画及びまちづくり>(情報共有及び説明責任)第34条第2項と内容がほぼ同じである。</p>
	<p>(権利保護・苦情対応)</p> <p>第25条 市(執行機関)は、行政運営における市民の権利利益を擁護し、及び行政の改善を図るため、必要な措置を講じるものとする。</p> <p>2 市(執行機関)は、市政運営に関する意見、要望、苦情等があった場合は、速やかに事実関係等を調査し、必要があると認めるときは、その改善のための適切な措置を講じなければならない。</p>	<p>本条は、行政運営に当たり市民の権利を保護しなければならないことと、市民からの苦情等の申し立てに対する応答責任とその迅速な対応について述べています。</p> <p>第1項では、行政運営を行う上での市民の権利を擁護するとともに、権利を侵害するような事態がある場合は、行政の改善を図ることを規定しています。</p> <p>第2項では、市政運営に対して、市民から意見、要望、苦情等がある場合は、迅速に調査を行い、改善の必要がある場合は、適切な措置を行うことを規定しています。</p>	<p>・第25条第2項は、<第5章 市民参画及びまちづくり>(情報共有及び説明責任)第34条第3項と内容がほぼ同じである。</p>
	<p>(政策法務)</p> <p>第26条 市(執行機関)は、市の事務に関する法令の解釈に当たっては、地方自治の本旨に基づき、自主的かつ適正な解釈を行うよう努めなければならない。</p> <p>2 市(執行機関)は、市政の課題に対応した自主的な政策を実行するため、条例、規則等の整備を適正に行うものとする。</p>	<p>本条は、平成12年4月の地方分権一括法の施行により、国と地方の関係が上下・主従の関係から対等・協力の関係に見直され、地方自治体による法令の自主解釈権が認められるとともに、条例制定権が拡充されたことにより、自主自立の市政運営の確立に向け、政策法務に積極的に取り組むことを述べています。</p> <p>第1項では、適正な市政運営を行うためにも、法令の解釈を自主的かつ適正に行うよう努めなければならないことを規定しています。</p> <p>第2項では、市政が持つ課題に適切に対応できるよう条例、規則等を整備することを規定しています。</p>	<p>・第26条第2項は、<第3章 執行機関及び議会>(市の基本的役割)第7条第3項と主旨がほぼ同じである。</p>
	<p>(危機管理体制の整備等)</p> <p>第27条 市(市長)は、常に災害等の緊急の事態に備え、市民の身体、生命、財産の安全性が確保できるよう、危機管理体制を整備するとともに、その対応に当たっては、市民、関係団体等との連携・協力を図るものとする。</p>	<p>本条は、常に災害やテロ等の不測の事態に備え、市民の安心安全で快適な暮らしを確保するための体制整備を行うことと、災害等の発生時には、市民・関係団体等と連携・協力して行うことを規定しています。</p>	
	<p>(人材の育成)</p> <p>第28条 市(執行機関)は、市民と協働し、自治及びコミュニティ活動の発展を支える人材の育成に努めるものとする。</p>	<p>本条は、市と市民とが協働して、あらゆる世代を対象とした人材育成の様々な機会を提供し、自治及び地域コミュニティ活動の発展を支える人材を育成していくように努めていくことを規定しています。</p>	
<p>市民参画・まちづくり部会</p>	<p><第5章 市民参画及びまちづくり> (まちづくりへの市民参画)</p> <p>第29条 市は、市民がまちづくりに参画する機会を確保しなければならない。</p> <p>2 市は、市民がまちづくりに参画するための仕組みを整備するとともに、その周知を図るものとする。</p>	<p>本条は、基本原則の一つである「市民総参加の原則」について、その在り方を述べています。</p> <p>第1項では、市民総参加の原則に基づき、市民がまちづくりに参画する権利を尊重し、その機会を確保していくことを規定しています。</p> <p>第2項では、市民の主体的な参画を促すためにも、その仕組みを整備し、併せてその内容等について周知を図ることを規定しています。</p>	<p>・主語の確認 他都市では、「市長等」(執行機関)としているところもある。</p>
	<p>(市民協働の推進)</p> <p>第30条 市民及び市は、目的と情報を共有し、相互の理解と信頼のもとに、市民協働によるまちづくりに取り組むよう努めなければならない。</p> <p>2 市は、市民協働の推進に当たっては、市民の自主性及び自立性を損なわないよう配慮しなければならない。</p>	<p>本条は、まちづくりを進めるに当たり、市民と市が協働で取り組むことを述べています。</p> <p>第1項では、市民と市が目的と情報を共有しながら、お互いの理解と信頼関係のもとに市民協働によるまちづくりに取り組むことを規定し、責務を負わせてするものではない観点から、お互いが努めなければならないことを規定しています。</p> <p>第2項では、市からの一方的な市民協働にならないよう、市民の自主性と自立性への配慮が必要であることを規定しています。</p>	<p>・主語の確認 ここでの「市」とは、「市長等(執行機関)及び議会」のことで良いか。</p>

担当部会	条文案	考え方等	課題等
	<p>(附属機関等)</p> <p>第 31 条 市は、法令に基づき設置する附属機関のほか、必要に応じて市に対する提言、報告等を行う懇話会などを設置するものとする。</p> <p>2 市は、附属機関等の委員については、見識を有する者を選任するほか、公募等により市民の幅広い層から必要な人材を選任するよう努めなければならない。</p> <p>3 市は、附属機関等の会議の公開に関することは、別の定めによるものとする。</p>	<p>本条は、まちづくりを進めるに当たり、法令の定めにより設置する附属機関や、いわゆる懇話会など附属機関に準ずるものを設置することとし、その際の人選の考え方等について述べています。</p> <p>第 1 項では、法令に基づく附属機関のほか、必要に応じて提言や報告等を行う懇話会などを設置することについて規定しています。</p> <p>第 2 項では、附属機関等の委員を選任する場合は、専門的知識を有する者を選任するほか、市民から公募するなど幅広い人材を選任するよう努めなければならないことを規定しています。</p> <p>第 3 項では、附属機関等の会議を公開することについて規定しています。</p> <p>本項での「別の定め」とは、「大分市審議会等の会議の公開に関する規定」のことをいいます。</p>	<p>・主語の確認</p> <p>他都市では、「市長等」(執行機関) としているところもある。</p>
	<p>(市民意見の聴取)</p> <p>第 32 条 市は、重要な政策等の策定に当たっては、市民から意見を公募する手続(以下「パブリックコメント手続」という。) を実施し、広く市民の意見を求めなければならない。</p> <p>2 市は、パブリックコメント手続を実施したときは、市民から提出された意見を考慮して意思決定を行うとともに、その意見に対する考え方を公表しなければならない。</p> <p>3 市は、前 2 項の規定によるほか、あらゆる機会を通じて市政に関する市民意見の聴取に努めなければならない。</p>	<p>本条は、市政運営に係る重要な政策等の策定や決定に際して、広く市民意見を聴取して進めることを述べています。</p> <p>第 1 項では、重要な政策等の策定に当たり、パブリックコメント手続を実施することを規定しています。</p> <p>第 2 項では、パブリックコメント手続を実施した際には、市民意見を考慮の上、意思決定を行い、市民からの意見に対する考え方を公表しなければならないことを規定しています。</p> <p>第 3 項では、パブリックコメント手続以外にも、あらゆる機会を通じて市民意見の聴取に努めなければならないことを規定しています。</p>	<p>・主語の確認</p> <p>他都市では、「市長等」(執行機関) としているところもある。</p>
	<p>(住民投票)</p> <p>第 33 条 市は、市政に関する重要な事項について、直接、住民の意思を確認するため、住民投票を実施することができるものとする。</p> <p>2 市は、前項の規定による住民投票を実施した場合は、その結果を尊重しなければならない。</p> <p>3 住民投票の実施に関し必要な事項は、事案ごとに条例で定めるものとする。</p>	<p>本条は、住民投票の実施について述べています。</p> <p>第 1 項では、市政運営に係る重要な事項について住民の意思を確認するため、住民投票を行うことができることを規定しています。</p> <p>第 2 項では、住民投票を実施した場合は、その結果を尊重しなければならないことを規定しています。</p> <p>第 3 項では、住民投票の実施に関する詳細の定めについては、その事案ごとに別に条例で定めてから実施することを規定しています。</p>	<p>・主語の確認</p> <p>他都市では、「市長」としているところもあるが、「市長等」(執行機関) としているところもある。</p>
	<p>(情報共有及び説明責任)</p> <p>第 34 条 市は、市政に関する情報を、適切な情報伝達手段により、積極的に市民に提供し、市民との情報の共有を図らなければならない。</p> <p>2 市は、政策等の立案、実施、評価及び見直しの各過程において、市民に分かりやすく説明するよう努めなければならない。</p> <p>3 市は、市民からの政策等に関する意見、要望、苦情等については、速やかに事実関係を調査し、誠実に対応するよう努めなければならない。</p>	<p>本条は、「情報共有の原則」に基づく、その手段と説明責任について述べています。</p> <p>第 1 項では、市民参画を推進するために、大分市情報公開条例に基づくものだけでなく、市報やホームページ、パンフレットなど、事案ごとに適した手段により情報伝達を行い、積極的に市民に提供して、市民との情報共有を図らなければならないことを規定しています。</p> <p>第 2 項では、市民の権利に規定する「市政に関する情報について、公開又は提供を求めることができる。」ことの保障の一環として、政策等を行うそれぞれの過程において説明するよう努めなければならないことを規定しています。</p> <p>第 3 項では、市民からの意見、要望、苦情等について、迅速に調査の上、誠実な対応に努めなければならないことを規定しています。</p>	<p>・第 34 条第 2 項は、< 第 3 章 執行機関及び議会 > (市長の責務) 第 9 条第 3 項及び < 第 4 章 市政運営 > (市民提案) 第 24 条第 2 項と内容がほぼ同じである。</p> <p>・第 3 項は、< 第 4 章 市政運営 > (権利保護・苦情対応) 第 25 条第 2 項と内容がほぼ同じである。</p> <p>・第 3 項は、この項目として内容が合致しているか。</p> <p>・主語の確認</p> <p>ここでの「市」とは、「市長等」(執行機関) のことで良いか。</p>
	<p>(都市内分権)</p> <p>第 35 条 市は、市民によるまちづくりの推進を図るため、地域における自主的かつ自立的な活動に対する適切な支援を行うなど、都市内分権の実現に向けた取組を推進するものとする。</p>	<p>本条は、地域が一定の権利等を担った上で責任ある地域づくりを行っていくべきという都市内分権の考え方に基づき、都市内分権の必要性を認識し、地域における自主的かつ自立的な活動について、地域特性を活かした形での支援を行うなど、都市内分権の実現に向けた取組を進めていくことを規定しています。</p>	<p>・主語の確認</p> <p>ここでの「市」とは、「市長等」(執行機関) のことで良いか。</p>

担当部会	条文案	考え方等	課題等
	<p>(地域コミュニティ)</p> <p>第36条 市は、それぞれの地域に関係する市民によって構成される地域コミュニティとの協働により、地域の特性を活かしたまちづくりを推進するものとする。</p> <p>2 市は、地域における課題について、地域コミュニティの意向を把握するとともに、地域コミュニティにおける合意形成を支援し、その合意された意見を市政に反映させるよう努めるものとする。</p> <p>3 市は、複数の地域に関する課題について、関係する地域コミュニティの調整が図られるよう必要な支援をするものとする。</p>	<p>本条は、前条の都市内分権の取り組みを推進する上で重要な役割を担う地域コミュニティとの協働について述べています。</p> <p>第1項では、市と地域コミュニティが協働により、地域の特性を活かしたまちづくりを進めることを規定しています。</p> <p>第2項では、地域の課題解決のために、地域コミュニティの意向を把握し、地域コミュニティ内での意思決定を支援しながら、その意見を市政に反映させるように努めることを規定しています。</p> <p>第3項では、複数の地域コミュニティに関連する課題があった場合は、その調整が図れるように支援することを規定しています。</p>	<p>・主語の確認</p> <p>ここでの「市」とは、「市長等」(執行機関)のことで良いか。</p>
<p>市政運営部会</p>	<p><第6章 連携及び交流></p> <p>第37条 市(執行機関及び議会)は、まちづくりの課題について、国、県、他の地方公共団体等との連携を図り、その解決に努めるものとする。</p> <p>2 市(執行機関及び議会)は、海外の行政機関等との連携及び協力を深めるとともに、得られた情報や知識を本市のまちづくりに生かすものとする。</p>	<p>本条は、まちづくりを進める上で、市単独で取り組むことが難しい広域的な課題の解決や、国際化社会に適応したまちづくりを進めるために必要な事項を述べています。</p> <p>第1項では、まちづくりを進める上での課題について、国、県、他市町村等との連携により、解決に努めることを規定しています。</p> <p>第2項では、友好都市、姉妹都市等との国際交流により、海外自治体が持つ情報や知識を有効に活用することを規定しています。</p>	<p>・独立した章としているが、これで良いか。</p>
	<p><第7章 多文化共生></p> <p>第38条 市(市民、執行機関及び議会)は、多様な文化及び価値観を理解し、尊重することにより、あらゆる人が地域社会の一員として受け入れられる環境の整備に努めなければならない。</p>	<p>本条は、文化や価値観が異なる人も、相互理解のもと、地域社会の一員として迎え入れることができる環境の整備に努めなければならないことを規定したものです。</p>	<p>・独立した章としているが、これで良いか。</p>
	<p><第8章 環境及び景観></p> <p>第39条 市(市民、執行機関及び議会)は、本市の恵まれた自然環境の保全を図るとともに、これを活かしたまちづくりの推進及び良好な景観の形成に努めるものとする。</p>	<p>本条は、本市の恵まれた自然環境の保全を図り、自然を活かしたまちづくりを推進するとともに、良好な景観の形成に努めることを規定しています。</p>	<p>・独立した章としているが、これで良いか。</p>
<p>部会に属さない事項(事務局案)</p>	<p><第9章 条例の位置付け></p> <p>第40条 市民、執行機関及び議会は、本市のまちづくりの最高規範として、この条例の趣旨を最大限に尊重しなければならない。</p> <p>2 執行機関及び議会は、総合計画その他まちづくりに関する計画の策定及びまちづくりに関する条例、規則等の制定改廃等に当たっては、この条例に定める事項との整合を図らなければならない。</p>	<p>本条は、本条例が本市におけるまちづくりの最高規範であることを述べています。</p> <p>第1項では、本条例が本市のまちづくりの最高規範であることを明記するとともに、市民、執行機関、議会の三者は、本条例を最大限に尊重しなければならないことを規定しています。</p> <p>第2項では、総合計画をはじめとする各種計画の策定や条例、規則等を制定改廃する際には、本条例の趣旨を尊重し、整合を図らなければならないことを規定しています。</p>	<p>・第9章については、事務局において作成したので、検討が必要である。</p> <p>・主語の確認</p> <p>第40条第1項は、本市のまちづくりの最高規範であることから、「市民、執行機関及び議会」と、全てを対象にしている。</p> <p>第2項は、各種計画や条例等の制定等を行う際の規定であることから、「執行機関及び議会」としている。</p>
	<p><附則></p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成 年 月 日から施行する。(条例の見直し)</p> <p>2 市長は、5年を超えない期間ごとに、市民の意見を聴いた上で、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて見直し等の必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>ここでは、本条例を施行する日と、本条例を時代に合ったものとし、まちづくりの在り方をより進んだものとしていくため、本条例の施行日から5年を超えない期間で、市民意見を聴いた上で内容の検討を行い、結果次第では見直し等を行うことを規定しています。</p>	<p>・主語の確認</p> <p>「市長」としているが、これで良いか。</p> <p>・他都市を参考に「5年を超えない期間ごとに」としたが、期間を設けることで良いか、また、期間を設ける場合は5年で良いか。</p>

「自治」と「まちづくり」の定義について

定義をする場合の他都市の例

- 自治**・・・自分たちの地域は自分たちで責任を持ち、自ら治めることをいう。
(新潟県妙高市)
- ・まちづくり及び市政により構成される住民自治、団体自治の総体をいう。
(香川県善通寺市)
 - ・市民が市政に参加し、その意思と責任に基づき市政が行われることのほか、地域の公共的活動を自ら担い、主体的にまちづくりを推進することをいいます。
(長野県飯田市)
 - ・市政の主権者である市民が、市民として幸せに暮らせる地域社会を築くことをいう。
(埼玉県川口市)
- まちづくり**・・・快適な生活環境の確保、地域社会における安全及び安心の推進など、暮らしやすいまちを実現するための公共的な活動の総体をいう。
(北海道札幌市)
- ・市民生活に係る様々な分野において、地域等を、より良いものとするための取組をいう。
(岐阜県岐阜市)
 - ・市民が幸せに暮らすまちとしていくための、あらゆる活動及び事業をいいます。
(神奈川県平塚市)
 - ・自らが生活し、又は活動している地域をはじめとして、熊本市を魅力的でより快適にしていく活動をいいます。
(熊本県熊本市)

一般的な用語の意味

- 自治**・・・ある組織、団体において、自己の集団意思を自主的に形成し、集団内の生活関係を自律的に処理すること。
(有斐閣 法律用語辞典 / 内閣法制局法令用語研究会編)
- ・一般に人や団体が自らのことを自らの手で処理することをいう。
(日本大百科全書 / 小学館)
 - ・自分や自分たちに関することを自らの責任において処理すること。
(大辞泉 / ジャパンナレッジ)
 - ・人民が国の機関によらず自らの手で行政を行うこと。特に、地域団体による地方自治をさすことが多い。
(大辞林 / 三省堂)

- まちづくり**・・・一応の定義としては「ある地域(まち)が抱えている課題に対して、ハード・ソフト両面から課題の解決を図ろうとするプロセスのこと」と捉えることができる。まちづくりは住民が主体となって、あるいは行政と住民とによる協働によるもの、と捉えられることが多い。
(ウィキペディア)

定義をした場合のメリット

自治・・・・・・・・一般的なには、「自治体」、「自治会」及び「自治委員」など、身近で使用している言葉のイメージで捉えられることが多いものの、「自治」そのものの言葉の意味が明確に理解されていることは少ないのではないかと考えられる。

自治基本条例の制定に当たり、定義することで再確認できる。

まちづくり・・・・・・・・一般的に、「街(町)づくり」として、ハード面の整備を思い浮かべるケースが多いものと思われるが、ここでの「まちづくり」は市民活動を含む市政全般を指す意味で用いられており、全国的にも明確な定義がないため、自治基本条例の制定に当たり、定義することで大分市のまちづくりがイメージできる。

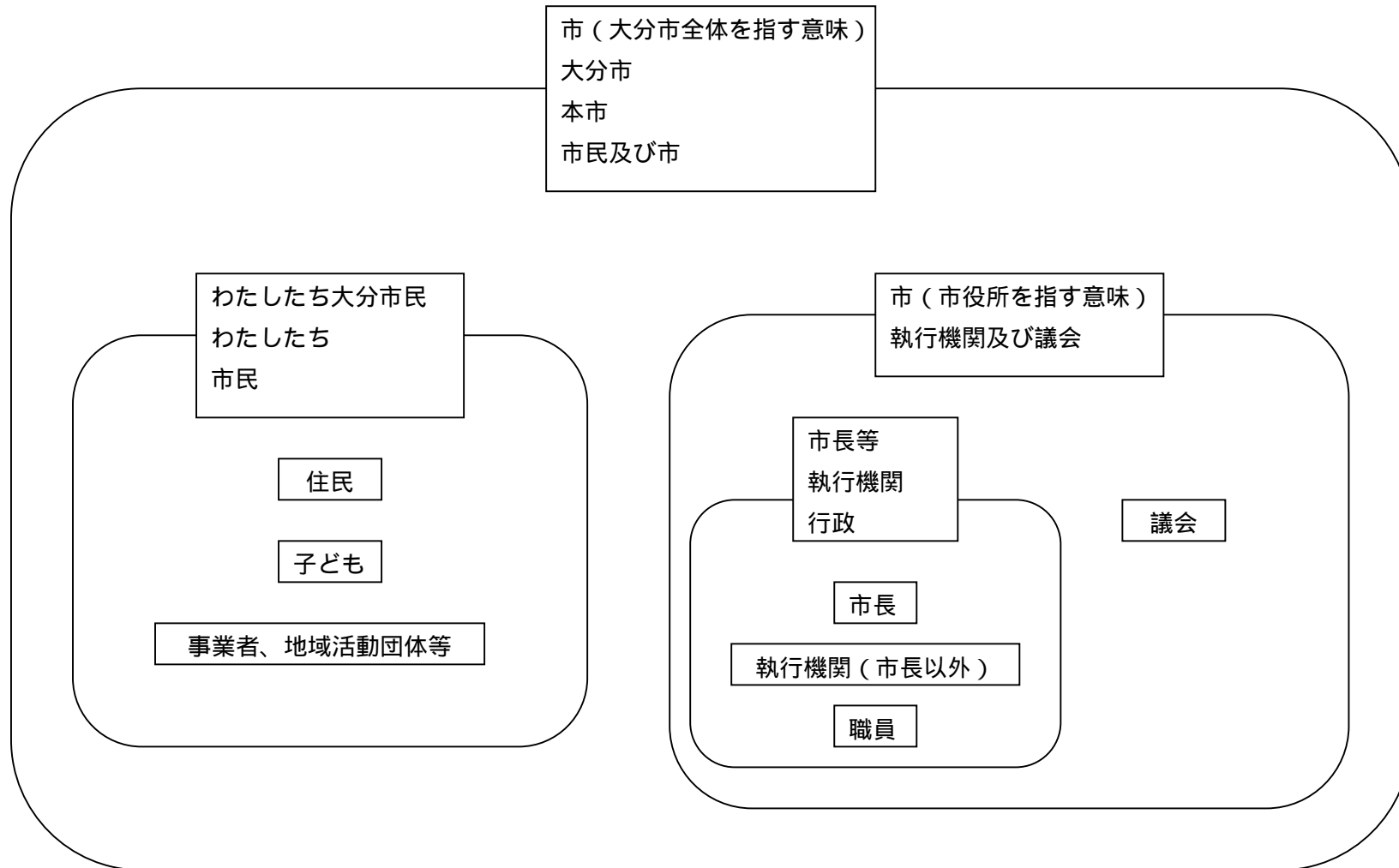
定義をした場合のデメリット

自治・・・・・・・・言葉そのものの一般的な意味は、左記のとおりシンプルなものである。しかしながら、現在の条文案では、どちらかというところ「住民自治(1)」、「団体自治(2)」、「地方自治(3)」などの意味に近い使われ方をされており、そうした実際の文中における使われ方とは異なる一般的な言葉の定義のみを置くことが、果たして適切かどうかという問題がある。また、仮に実際の文中における使われ方に沿った定義を置く場合には、結果的に、その定義された意味合いの範囲でしか使えなくなるため、あまり限定的な定義であってはならないが、一方で、あまりにも長過ぎて分かりにくい表現になってしまうと、定義した意味自体がなくなってしまうので、その点に注意しながら、文面を慎重に検討しなければならない。

まちづくり・・・・・・・・他の個別条例等においても、「まちづくり」という言葉はよく使われることから、自治基本条例に「まちづくり」を具体的に定義する場合は、最高規範性という意味合いからも、他の条例等において使用する「まちづくり」の意義を制限する可能性があり、語句の解釈がその内容に偏ってしまう可能性があり得る。

- (1) 住民自治・・・地方における行政を行う場合にその地方の住民の意思と責任に基づいて処理する原則のこと。
- (2) 団体自治・・・一定の地域を基礎とする国から独立した団体(地方公共団体等)を設け、この団体の権限と責任において地域の行政を処理するとする原則のこと。
- (3) 地方自治・・・地方における行政につき、国家とは別の人格を有する地方公共団体を設けて、その権限と責任において行わせ(団体自治)、その事務の処理を地方の住民が自らの意思において行うものとする(住民自治)こと。

主語の範囲



(仮称)大分市自治基本条例 条文案(各部会案)

目次

前文

第1章 総則(第1条 第4条)

第2章 市民(第5条・第6条)

第3章 執行機関及び議会(第7条 第12条)

第4章 市政運営(第13条 第28条)

第5章 市民参画及びまちづくり(第29条 第36条)

第6章 連携及び交流(第37条)

第7章 多文化共生(第38条)

第8章 環境及び景観(第39条)

第9章 条例の位置付け(第40条)

附則

わたしたち大分市民は、緑豊かな山々、豊饒の海である豊後水道と別府湾、清らかで水量豊富な大分川と大野川を持つ、この美しく住みよいまち大分市を愛しています。

大分市は古くは豊後の国の国府が置かれた歴史と文化の香りあふれるまちであり、今も産業集積都市として発展を続ける東九州の中心都市です。

わたしたちは十六世紀に国際交流都市を築いた先人の偉業を誇りとし、わたしたち一人ひとりの生きた証が、このまちの輝かしい未来につながることを信じています。

わたしたち大分市民は、豊かな自然環境と平和で幸福な暮らしを、わたしたちの子どもや孫の世代に確実に引き継いでいくための道しるべとして、本市の在り方を定める最高規範である(仮称)大分市自治基本条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、本市における自治の基本理念及び基本原則を明らかにするとともに、市民、議会及び執行機関の役割並びに協働によるまちづくりの基本方針を定めることにより、市民主体による自治の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「市民」とは、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 市内に住所を有する者

イ 市内に通勤し、又は通学する者

ウ 市内で事業を営み、又は活動する個人及び法人その他の団体(以下「事業者、地域活動団体等」という。)

2 この条例において「協働」とは、市民、議会、行政が各々の役割分担のもと、手を取り合って共通の課題解決に取り組むことをいう。

(基本理念)

第3条 本市は次に掲げる事項を、まちづくりの基本理念とする。

(1) 幸せな暮らしの実現を目指すまちづくり

(2) 市民主権のまちづくり

(3) 協働のまちづくり

(基本原則)

第4条 市民及び市は、次に掲げる事項を原則としてまちづくりを進めるものとする。

(1) 市民総参加の原則

全ての市民がまちづくりに参加すること

(2) 情報共有の原則

市政運営、まちづくりに関する情報を市民、議会、行政が共有すること

(3) 平等と機会均等の原則

全ての市民が、性別、年齢等を問わず、まちづくりに参加できる機会を有すること

第2章 市民

(市民の権利)

第5条 市民は、安心して安全かつ快適な生活を求めていく権利を有する。

2 市民は、行政サービスを受ける権利を有する。

3 市民は、まちづくりに参画することができる。子どもも年齢に応じたまちづくりへの参画を行うことができる。

4 市民は、市政に関する情報について、公開又は提供を求めることができる。

5 子どもは、地域社会を担う市民として健やかに育つ環境を求めることができる。

(市民の責務)

第6条 市民は、自治の主体であることを認識するとともに、自治の基本理念を実現するため、次に掲げる責務を負う。

(1) まちづくりへ積極的に参画し、又は自らまちづくりに取り組むよう努めること。

(2) 互いに権利を尊重し、理解し、及び協力してまちづくりに取り組むよう努めること。

(3) 地域コミュニティへの参加を通じて、共助の精神をはぐくみ、地域の課題解決に向けた行動に努めること。

(4) まちづくりへの参画に当たっては、自らの発言と行動に責任を持つこと。

(5) 行政サービスに伴う市税等、応分の負担を負うこと。

2 【市民は、将来の地域社会を担う子どもが、健やかに育つための環境作りに努めなければならない。(検討中)】

3 事業者、地域活動団体等は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を認識し、地域社会との調和を図り、暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう努めるものとする。

第3章 執行機関及び議会

(市の基本的役割)

第7条 市長等(市長その他の執行機関をいう。)は、効率的で、公正かつ透明性の高い行政運営を行わなければならない。

2 市長等は、基本構想及び基本計画に即した総合的かつ計画的な行政運営を行わなければならない。

3 市長等は、市民主体のまちづくりを推進するために必要な条例等の制定改廃を適切に行うものとする。

(市長の基本的役割)

第8条 市長は、市民の信託を受けた本市の代表として、事務の管理及び執行、補助機関である職員の指揮監督、市政全体の総合調整その他の権限を適正に行使しなければならない。

(市長の責務)

第9条 市長は、市民自治の推進及び市民福祉の向上を図るため、必要な施策を講じなければならない。

2 市長は、最小の経費で効果を挙げるため、効率的な市政運営を行うよう努めなければならない。

3 市長は、政策の立案、実施及び評価の過程について、市民への説明責任を果たすための必要な措置を講じなければならない。

4 市長は、行政サービスの向上を図るため、市民の意向、地域の実情等を把握するとともに、これらを的確に市政に反映させるよう努めなければならない。

(執行機関の責務)

第10条 執行機関は、公平かつ効率的で質の高い行政サービスの提供を図ることにより、市民満足度の向上に努めなければならない。

2 執行機関は、その権限に属する事務を公正かつ誠実に執行するとともに、執行機関相互の連携を図り、一体として、行政機能を発揮するように努めなければならない。

3 執行機関は、適切に職員を指揮監督するとともに、職員の能力向上を図り、その能力が発揮されるよう努めなければならない。

(職員の責務)

第11条 職員は、全体の奉仕者として、公正、公平かつ誠実に職務に従事し、全力を挙げてその職務に専念しなければならない。

2 職員は、職務に必要な専門的知識の習得及び能力の向上に努めなければならない。

3 職員は、常に法令を遵守するとともに、職務に関し違法又は不当な事実があると認めるときは、適正に対応しなければならない。

(議会の基本的役割等)

第12条 検討中

第4章 市政運営

(市政運営の基本)

第13条 市(執行機関)は、市民参加と情報共有を基本とした、効率的で、公正かつ透明性の高い行政運営を行わなければならない。

2 市(執行機関)は、計画、財政、評価等の制度を相互に連携させ、これらに対応した組織運営を行うなど、総合的かつ計画的な行政運営を行うよう努めなければならない。

(総合計画)

第14条 市(市長)は、総合的かつ計画的な行政運営を図るため、総合計画を策定するものとする。

2 市(市長)は、総合計画の策定に当たっては、市民参加の機会を確保するものとする。

(行政評価)

第15条 市(執行機関)は、効率的かつ効果的な行政運営を図るため、行政評価に関する制度を整備し、実施するものとする。この場合において、市は、市民の視点に立った外部評価を可能な限り公開で行うものとする。

2 市(執行機関)は、前項の規定による行政評価の結果を市民に公表するとともに、必要に応じて、行政運営の見直しを行わなければならない。

(外部監査)

第16条 市(執行機関)は、適正で、効果的かつ効率的な市政運営を確保するため、外部機関による監査の実施を求めることができる。

2 前項の外部機関による監査の実施に関する手続については、別に条例で定める。

(情報公開)

第17条 市(執行機関)は、市政に関して市民に説明する責任を果たすとともに、市政に対する市民の理解と信頼を深めるため、別に条例で定めるところにより、市が保有する情報を公開するものとする。

(個人情報の保護)

第18条 市(執行機関)は、個人の権利利益の保護及び市政の適正な運営に資するため、別に条例で定めるところにより、市が保有する個人情報を適正に取り扱うものとする。

(行政手続)

第19条 市(執行機関)は、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため、別に条例で定めるところにより、処分、行政指導その他の行政手続に関して共通する事項を明らかにするものとする。

(条例の制定等の手続)

第20条 市(執行機関)は、市政運営に関する重要な条例を立案しようとするときは、市民の参画を図り、又は市民の意見を反映させるように努めなければならない。

(法令遵守等)

第21条 市(執行機関)は、法令遵守の推進及び倫理の保持並びに公正な職務の執行の確保を図るため、別に条例で定めるところにより、必要な体制を整備するものとする。

(財政運営)

第22条 市(執行機関)は、中期的な財政見通しのもとに予算を編成するなど、計画的で健全な財政運営に努めなければならない。

2 市(執行機関)は、毎年度の予算及び決算その他市の財政状況に関する情報を市民に公表しなければならない。

(行政組織の編成)

第23条 市(執行機関)は、市民に分かりやすく、機動的かつ効率的な市政運営が可能となるよう組織の編成を行うものとする。

2 市(執行機関)は、組織の横断的な調整を図るものとする。

(市民提案)

第24条 市(執行機関)は、市民の意見、提言等を市政に反映させるための制度の拡充に努めなければならない。

2 市(執行機関)は、政策の立案、実施、評価等の各段階における情報を、市民に積極的に提供するものとする。

(権利保護・苦情対応)

第25条 市(執行機関)は、行政運営における市民の権利利益を擁護し、及び行政の改善を図るため、必要な措置を講じるものとする。

2 市(執行機関)は、市政運営に関する意見、要望、苦情等があった場合は、速やかに事実関係等を調査し、必要があると認めるときは、その改善のための適切な措置を講じなければならない。

(政策法務)

第26条 市(執行機関)は、市の事務に関する法令の解釈に当たっては、地方自治の本旨に基づき、自主的かつ適正な解釈を行うよう努めなければならない。

2 市(執行機関)は、市政の課題に対応した自主的な政策を実行するため、条例、規則等の整備を適正に行うものとする。

(危機管理体制の整備等)

第27条 市(市長)は、常に災害等の緊急の事態に備え、市民の身体、生命、財産の安全性が確保できるよう、危機管理体制を整備するとともに、その対応に当たっては、市民、関係団体等との連携・協力を図るものとする。

(人材の育成)

第28条 市(執行機関)は、市民と協働し、自治及びコミュニティ活動の発展を支える人材の育成に努めるものとする。

第5章 市民参画及びまちづくり

(まちづくりへの市民参画)

第29条 市は、市民がまちづくりに参画する機会を確保しなければならない。

2 市は、市民がまちづくりに参画するための仕組みを整備するとともに、その周知を図るものとする。

(市民協働の推進)

第30条 市民及び市は、目的と情報を共有し、相互の理解と信頼のもとに、市民協働によるまちづくりに取り組むよう努めなければならない。

2 市は、市民協働の推進に当たっては、市民の自主性及び自立性を損なわないよう配慮しなければならない。

(附属機関等)

第31条 市は、法令に基づき設置する附属機関のほか、必要に応じて市に対する提言、報告等を行う懇話会などを設置するものとする。

2 市は、附属機関等の委員については、見識を有する者を選任するほか、公募等により市民の幅広い層から必要な人材を選任するよう努めなければならない。

3 市は、附属機関等の会議の公開に関することは、別の定めによるものとする。

(市民意見の聴取)

第32条 市は、重要な政策等の策定に当たっては、市民から意見を公募する手続(以下「パブリックコメント手続」という。)を実施し、広く市民の意見を求めなければならない。

2 市は、パブリックコメント手続を実施したときは、市民から提出された意見を考慮して意思決定を行うとともに、その意見に対する考え方を公表しなければならない。

3 市は、前2項の規定によるほか、あらゆる機会を通じて市政に関する市民意見の聴取に努めなければならない。

(住民投票)

第33条 市は、市政に関する重要な事項について、直接、住民の意思を確認するため、住民投票を実施することができるものとする。

2 市は、前項の規定による住民投票を実施した場合は、その結果を尊重しなければならない。

3 住民投票の実施に関し必要な事項は、事案ごとに条例で定めるものとする。

(情報共有及び説明責任)

第34条 市は、市政に関する情報を、適切な情報伝達手段により、積極的に市民に提供し、市民との情報の共有を図らなければならない。

2 市は、政策等の立案、実施、評価及び見直しの各過程において、市民に分かりやすく説明するよう努めなければならない。

3 市は、市民からの政策等に関する意見、要望、苦情等については、速やかに事実関係を調査し、誠実に対応するよう努めなければならない。

(都市内分権)

第35条 市は、市民によるまちづくりの推進を図るため、地域における自主的かつ自立的な活動に対する適切な支援を行うなど、都市内分権の実現に向けた取組を推進するものとする。

(地域コミュニティ)

第36条 市は、それぞれの地域に係る市民によって構成される地域コミュニティとの協働により、地域の特性を活かしたまちづくりを推進するものとする。

2 市は、地域における課題について、地域コミュニティの意向を把握するとともに、地域コミュニティにおける合意形成を支援し、その合意された意見を市政に反映させるよう努める

ものとする。

- 3 市は、複数の地域に関する課題について、関係する地域コミュニティの調整が図られるよう必要な支援をするものとする。

第6章 連携及び交流

第37条 市(執行機関及び議会)は、まちづくりの課題について、国、県、他の地方公共団体等との連携を図り、その解決に努めるものとする。

- 2 市(執行機関及び議会)は、海外の行政機関等との連携及び協力を深めるとともに、得られた情報や知識を本市のまちづくりに生かすものとする。

第7章 多文化共生

第38条 市(市民、執行機関及び議会)は、多様な文化及び価値観を理解し、尊重することにより、あらゆる人が地域社会の一員として受け入れられる環境の整備に努めなければならない。

第8章 環境及び景観

第39条 市(市民、執行機関及び議会)は、本市の恵まれた自然環境の保全を図るとともに、これを活かしたまちづくりの推進及び良好な景観の形成に努めるものとする。

第9章 条例の位置付け

第40条 市民、執行機関及び議会は、本市のまちづくりの最高規範として、この条例の趣旨を最大限に尊重しなければならない。

- 2 執行機関及び議会は、総合計画その他まちづくりに関する計画の策定及びまちづくりに関する条例、規則等の制定改廃等に当たっては、この条例に定める事項との整合を図らなければならない。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 年 月 日から施行する。

(条例の見直し)

- 2 市長は、5年を超えない期間ごとに、市民の意見を聴いた上で、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて見直し等の必要な措置を講ずるものとする。